

令和6年3月26日

於 教育委員会室

令和6年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和6年3月大和市教育委員会定例会

○令和6年3月26日（火曜日）

○出席委員（4名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	森 園 廣 子
3番	委 員	前 田 良 行
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	前 田 剛 司	文 化 ス ポ ー ツ 部 長	大 下 等
教 育 総 務 課 長	斉 藤 信 行	学 校 教 育 課 長	北 島 知 成
保 健 給 食 課 長	井 関 高 広	指 導 室 長	壺 井 克 俊
教 育 研 究 所 長	小 林 美 紀	文 化 振 興 課 長	大 紺 和 由
ス ポ ー ツ 課 長	福 士 忠 生		

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 長	染 谷 広 幸	教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 主 査	伊 藤 禎
-----------------------	---------	-------------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 教育長の報告
- 5 議 事
 - 日程第 1 （議案第 8号）第3期大和市文化芸術振興基本計画に係る意見聴取について
 - 日程第 2 （議案第 9号）第2期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について
 - 日程第 3 （議案第10号）大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について
 - 日程第 4 （議案第11号）大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について
 - 日程第 5 （議案第12号）大和市治ゆ証明書交付規則の一部を改正する規則について

- | | | | | |
|-----|-------|------|-----|---------------------|
| 日程第 | 6 | (報告第 | 1号) | 県費負担教職員の懲戒処分について |
| 日程第 | 7 | (報告第 | 2号) | 大和市教育委員会職員の人事異動について |
| 6 | そ の 他 | | | |
| 7 | 閉 会 | | | |

開会 午前10時00分

○柿 本 ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。会議時間は正
教育長 午までとします。今回の署名委員は、1番、青蔭委員、2番、森園委員
 お願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。お手元のメモ
をご覧になりながらお聞きください。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告いたします。

2月19日には、連携協定に向けて日本体育大学にお邪魔し、協議を
させていただきます。日本体育大学は、横浜にも校舎がある関係で距
離的にも近く、様々な場面において大和市とスポーツを通じた連携の可
能性が話し合われました。教育委員会としては、部活動指導者の派遣に
ついて、今後期待したい旨の発言をさせていただきました。

21日には、大和市学校保健会研究協議会が行われ、ご挨拶させてい
ただきました。子供たちの心と体の健康は、その時代、時代の中で新た
な課題に出会います。中学校部会の研究がゲーム依存症に踏み込む実践
を展開されていたことに感銘を受けました。

24日には、母親クラブ研修会に出席させていただきました。各地区
のクラブからの発表はとても楽しく、あっという間に時間が過ぎまし
た。最後にご挨拶をさせていただいたのですが、小学校の低学年で不登
校が急激に増えている実態があることに触れ、子供たちが生きる世界を
家庭とバーチャルな世界だけではなく、地域などの様々な人の中で生き
ることが必要ではないかとお話しさせていただきました。母親クラブの
会長であります森園委員も、お疲れさまでございました。

2月25日には、シリウスサブホールで今年度の教育委員会表彰式を
執り行いました。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での開催は4
年ぶりということで、無事に多くの方に直接表彰状をお渡しでき、笑顔
を拝見できたのが何よりもうれしかったです。

3月9日には、大和市少年消防団30周年記念式典に出席させていた
だきました。少年消防団の歴史を振り返る映像では、着実に参加者が増
えていき、少年消防団の成長をしっかりと感じ取ることができました。こ
れからの大和市少年消防団の活躍にも期待していききたいと思います。

3月23日には、西鶴間しんちゃんハウス卒業生を送る会と新入生歓
迎会に参加させていただきました。卒業生を送るとともに新しく入学す
る多くの子供たちを迎えました。地域と密着する学童保育の姿を改めて
感じ取ることができました。

同じく23日には、大和茶道会創立50周年記念式典がございました。日本の伝統文化である茶道をこれからも子供たちに伝えていってほしいと思います。当日は能の鑑賞も催され、深みのある式典となりました。

24日には、大和スタジアムで大和市野球連盟の総合開幕式が開催されました。昨年まではコロナと雨天でスタジアムでの開幕式は何年ぶりかになりました。春のスポーツの季節到来を告げるイベントとして、すがすがしさと晴れやかさがございました。

また、24日には、大和市珠算競技大会等の表彰式も行われました。小さな子供から大人まで、たくさんの方が一生懸命珠算に向き合っている姿が目に見え、嬉しかったです。

次に、議会の報告をいたしますが、その前にインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の状況を、メモにはございませんが口頭にてご報告させていただきます。

3月25日現在で、3月のインフルエンザによる学級閉鎖は、小学校で10学級、中学校で7学級でした。まだ大分多いものの、前月と比べますと少し沈静化の方向に推移しているようでございます。新型コロナウイルスによる学級閉鎖はございませんでした。

それでは、次に、令和6年3月大和市第1回定例会一般質問の報告をいたします。

一般質問は3月14日、15日、18日の3日間にわたって行われ、14人の議員からご質問をいただきました。

井上議員からは、市長の施政方針に関わって、子供の学びの取組についてのご質問でした。

学校給食費につきましては、物価高騰が続く中、保護者等への負担増とならないよう令和4年10月から食材料費の物価高騰相当分の補助を継続して行っており、本市の学校給食は県内で比較すると安価となっております。食材料費の物価高騰相当分の補助は、令和6年度におきましても引き続き実施する予定となっております。学校給食費無償化につきましては重要な課題であると認識しており、国や県の動向を注視しつつ、今後も国等に対し、財政措置を行うよう要望してまいりますとお答えいたしました。

北島議員からは、体験できる文化学習の場をとというご質問でした。

小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間に児童・生徒が地域の伝統や文化について学習を行っております。具体的には、阿波踊りについて、地域の方による講話で歴史を学習しているほか、実際に踊り手の

指導を受けて振りつけを練習している学校もございます。

今後も各学校において可能な限り機会を捉え、児童・生徒が実際に体験することを通して学習する場を設定するなど、地域の伝統や文化に触れることができるよう取り組んでまいりますとお答えいたしました。

石田議員からは、1人1台端末の運用に関するご質問でした。

本市では、国のGIGAスクール構想に基づき、全ての児童・生徒に対して1人1台の端末を整備しております。小学校低学年においては、文字を書く、実験を行うなど実体験を通じた学習の重要性に加え、端末を利用して情報を収集する、考えの整理や共有を行う、モラルやセキュリティを学ぶなど、情報活用能力の基礎を育む必要性を考慮した上で学習を進めております。

情報活用能力は、小・中学校9年間を通し、系統的、段階的に学んでいくべきものであり、教育委員会といたしましては、今後も発達段階や学習内容を踏まえ、学校での活用とともに家庭に持ち帰っての活用も進めてまいります。

福本議員からは、小学校の遊具についてのご質問でした。

小学校に設置している遊具は、体を使って楽しく遊べるほか、多様な遊びの機会を提供するなど、児童の遊びを促進させることを目的に設置しております。現在校庭で使用している遊具等として、ジャングルジム、うんてい、登り棒、肋木など21種、計276基の遊具が設置されております。

遊具の維持管理につきましては、学校による点検のほか、教育委員会においても遊具の安全に関する基準にのっとり安全点検を実施しており、教育委員会では安全点検の結果により、改善が必要なものにつきましては引き続き予算措置の上、順次対応してまいりますとお答えいたしました。

西田議員からは、学校教育基本計画と特別支援教育の方針についてのご質問がございました。

本市学校教育基本計画は、教育基本法の前文にあります「未来を切り拓く教育」を踏まえた基本理念「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を掲げ、児童・生徒が確かな学力を身につけ、豊かな感性を持ち、健康な心身で多様な人々とともに生きる社会性を育む学校教育の実現を目指して計画を策定し、基本理念の具現化のため、様々な施策を実施してまいりました。

施策の一つである放課後寺子屋やまなどでは、多様な家庭環境の児童・生徒に対応できるよう、一人一人への丁寧な学習支援を通じた学習習慣

と基礎学力の定着から学力向上が図られてきており、児童・生徒からは、苦手分野の克服につながったなど、学習意欲向上の声が届いております。

図書館を使った調べる学習は、図書館や情報通信ネットワークなどを適切に活用して主体的に学ぶ取組であり、コンクールに寄せられた多数の作品からは、児童・生徒が主体的に興味関心を追求する姿を確認できました。

平成31年4月には、特別支援教育に関する専門性の高い機能を持つ特別支援教育センターアンダンテを開設し、学校と深くつながることでより綿密な児童・生徒と保護者への対応が可能となりました。

また、令和4年4月に開設した、県内公立校初の不登校特例校である大和市立引地台中学校分教室では、学校に登校するという結果のみを目標とせず、生徒の実態に合わせた丁寧な教育相談と柔軟な学習計画等、多様性を尊重した支援により社会的自立を目指し、他者とともに生きる社会性が育まれることで生徒の確実な変容が見られ、保護者からも安心や喜びの声をいただいております。

このように、計画に定めた様々な施策の実現により基本理念が具現化されていることから、計画は達成できていると捉えておりますとお答えいたしました。

町田浩文議員からは、「学校給食で日本の水産物を応援しよう！」事業の活用についてのご質問でした。

議員ご提案の事業は、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるよう、漁業者団体が学校給食などに水産物を提供する取組を支援するものです。

本市では、ホタテのほぐし身を入れたミルクスープを年2回程度給食で提供しており、ホタテの購入で補助が受けられることは、物価高騰が続く中であっては食材料購入費の一助となることから、教育委員会といたしましては、当該事業の学校給食型補助金の活用について検討していくこととお答えいたしました。

布瀬議員からは、学校とPTAの在り方に関してのご質問でした。

急激な社会の変化を背景に、人々の価値観が多様化する中で、現在の学校現場は解決が困難な様々な教育課題を抱えております。こうした教育課題の解決のために欠かすことのできないのは保護者と学校との信頼関係に裏打ちされた連携であることは、これまでにおいても、そしてこれからにおいても変わることとはございません。このことから、保護者と学校教職員が協力してつくり上げているPTA組織は、これからの時代

において、一層重要な役割を担っていくであろうことは疑うべくもないことです。

そして、そのためには、どちらかという保護者主体で進められることが多かったP T A活動に、教職員側からも提案や問題提起も含めて能動的な参画が必要になると考えており、教育委員会といたしましては、校長会等を通じてP T A活動の意義を再確認するとともに、主体的な取組を促してまいりたいと考えております。全ての子供たちの健やかな成長を支えるP T A活動に今後も期待しておりますとお答えいたしました。

中村議員からは、給食費の無償化についてのご質問でした。

学校給食費無償化につきましては重要な課題であると認識しておりますが、安定かつ継続した制度とするためには国の支援が重要であると考えております。

現在、国は、こども未来戦略案において、実態調査を行った上で小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしていることから、国や県の動向を注視しつつ、今後も国等に対し財政措置を行うよう要望してまいります。

青木議員からは、本市の部活動の地域移行に関わってのご質問でした。

現在、国が掲げている部活動の地域移行は、少子化により学校部活動が持続可能かという面で厳しさを増していること、休日も含めた部活動指導が教員にとっての大きな業務負担となっていることなどにより、まず、休日の移行について、令和7年度末までを改革推進期間として進めることとしております。

学習指導要領において、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒の自主的、自発的な参加によりスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養といった学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであるとされております。

10代の多感な時期に、部活動を通してスポーツや文化活動に出会い、楽しさやうれしさを感じるとともに、競技力等の向上にとどまらず、顧問である教員の関わりによって人とのつながりの大切さを実感し、仲間を支える喜びや支えられる感謝の念を持つなど、部活動は将来社会を担っていく生徒一人一人の成長につながっていくものであり、その教育的意義は計り知れないものがあると考えております。

その一方で、部活動は、過去から現在に至るまで、その教育的意義の継承も含めて、各学校において顧問である教員の献身的な支えによって

維持されており、現時点においてここまで積み重ねてきた部活動を受け入れる地域の状況は整っているとは言いがたく、団体等の連携や活動の場の保障、保護者の費用負担など課題が山積しており、ここ数年で画一的に移行を進めていくことは極めて困難であると認識しております。

そこで、本市においての部活動の地域移行は、全ての生徒のスポーツ、文化活動としての部活動への参加を最大限保障し、生徒の志向や思いを最優先していくことを中心に据え、教員の負担軽減を図り、移行先となる地域の自主的な取組をバックアップしながら、段階的に進めていくべきであると考えております。

具体的には、まずは休日の地域移行について、部活動の教育的意義の継承の観点から、生徒の状況や思いを把握している有志の部活動顧問に、部活動地域移行推進員として地域移行に向けた調整などの役割を担っていただきたいと考えております。教員の負担軽減については、現在各学校に部活動指導を補助する外部指導者を配置しておりますが、これに加えて、休日において顧問に代わって大会の引率等も可能である部活動指導員を配置いたします。

部活動地域移行推進員と部活動指導員は、学校と地域のスポーツ、文化団体の代表者等を中心メンバーとした大和市部活動地域移行推進協議会に所属いたします。協議会は推進員等の活動を通して、学校や地域における部活動の地域移行の状況を把握しながら、段階的な地域移行についての方針などを検討し、市は協議会への支援といたしまして、推進員に係る経費等に対して補助金を交付する予定でございます。

本市の中学校では、全体の75%を超える約4,200人という多くの生徒が自ら選んだ部活動に参加しております。教育委員会といたしましては、今後におきましても全ての生徒が部活動へ継続して参加できるよう、部活動の地域移行の取組を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

山田議員からは、不登校支援についてのご質問でした。

不登校児童・生徒数は全国的に増加傾向にあり、本市におきましても同様に、平成30年度から令和4年度までの推移は、小学校は120人から169人と49人の増加、中学校は233人から322人と89人増加しております。

不登校のきっかけと考えられる状況につきましては、本人に係る状況が全体の大半を占めており、内容としましては無気力、不安と生活リズムの乱れ、遊び、非行がございます。

不登校児童・生徒に対し、学校が本人の保護者への思いや悩みなどに

寄り添って支援しているものの、さらに専門的な相談機関等につながっていない割合は、令和4年度、小学校では33.7%、中学校では42.9%となっております。

なお、令和4年度の本市不登校児童・生徒の出現率は国や県を下回っており、教育委員会といたしましては、本市がこれまで行ってきた不登校児童・生徒への支援の成果が現れているものと捉えていることなどをお答えいたしました。

高久議員からは、スクールロイヤーに関してのご質問がございました。

学校における諸課題に関して、法的な観点からの助言を受けるため、令和4年度より県教育委員会に配置されているスクールロイヤーを活用してまいりましたが、他市町村も利用していることから、利用に当たって制限がございました。そのため、学校及び教育委員会が速やかに、かつ継続的に相談できる体制を構築すべく、令和6年度より市教育委員会にスクールロイヤーを配置する予定でございます。

スクールロイヤーの配置に関しましては、学校が対応に苦慮している様々な事案について、法的な観点から助言を受けることを主目的としているため、利用対象は学校及び市教育委員会となることをお答えいたしました。

金原議員からは、1人1台端末を活用した相談体制の強化についてのご質問でした。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の心の変化や悩みを早期に察知することは重要であると捉えており、市内小・中学校にスクールカウンセラーや教育相談員を派遣し、児童・生徒及び保護者が相談できる機会を増やすよう努めております。

また、1人1台端末等を通して、児童・生徒が周囲を気にせず相談できるよう、小学校5、6年生及び中学生を対象に、匿名報告相談アプリ「スタンドバイ」を導入しております。匿名での相談が可能なことから、普段声を上げられない児童・生徒も相談しやすく、多くの相談が寄せられており、問題の早期発見、早期解決につながっていると認識しております。

今後も引き続き児童・生徒の悩みや不安に寄り添うとともに、議員ご提案の取組につきましては、国の動向や先行自治体の実証事例も含めて調査研究してまいりますとお答えいたしました。

河端議員からは、学校での健康診断におけるプライバシー等への配慮についてのご質問でした。

小・中学校における健康診断につきましては、文部科学省が示す児童・生徒等の健康診断マニュアルに基づき男女別に実施しているほか、カーテンなどで仕切るなど、プライバシーの保護に配慮した運営を行っております。

文部科学省は、令和4年12月に生徒指導提要进行を改訂し、特に配慮が必要な児童・生徒の性的マイノリティーについて、学校における理解と対応を促していることから、健康診断においても個別に相談を受けるなど、児童・生徒の心情に配慮した実施についても心がけているところでございます。

また、教育委員会は、学校での健康診断における配慮や留意点等について大和市医師会と相談・協議をしており、昨年4月には脱衣を伴う検査について、児童・生徒の男女差やプライバシーの保護等への配慮について協議を行ったところでございます。

堀合議員からは、給食に関してのご質問がございました。

学校給食につきましては、食の嗜好や信仰上の事情などに配慮し、食べることを強要することなく、児童・生徒一人一人に柔軟な対応を心がけております。さらに、栄養教諭や栄養士などが食育として児童・生徒に対し食事の量、食べる速さ、栄養価などを丁寧に説明し、食べることの重要性について伝えております。

また、子供たちに好評な希望献立を充実させるなどの取組により、給食が楽しい時間となるよう今後も務めてまいりますとお答えいたしました。

長くなりましたが、以上で一般質問の報告を終わらせていただきます。

なお、質問は各議員ほかにもあるのですが、主なものに限らせていただきました。

最後に、次月定例会までの日程につきましては、お手元のメモでご確認くださいようお願い申し上げます。

以上で教育長からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、委員の皆様から質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

森園委員、お願いします。

○森 園 2点ございます。

委 員 1点目は、3番の母親クラブ研修会でございます。ご協力をいただきましてありがとうございました。

子供が健やかに成長することを目的に活動を行っておりますが、今、

子供たちに必要なものは何か、また、今、子供の生きる力をどうやって育てるのか、これがとても大きな問題になっております。子供たちが健やかに育つには、生きる力を幼い頃から育まなければいけないという大きな課題になりました。そのような子供たちが生きる力をどういうところでどのように育むかは、やはり居場所づくりではないかということで、居場所づくりについて発表させていただきました。今、小学校、特に低学年は、一番そういった社会に関わりやすい時期でございますので、できるだけこのような場を多く設けてあげたいなと思っております。

次に、5番の大和市少年消防団30周年記念式典でございます。

この少年消防団を設立したときに、私も少し携わって結成のお手伝いをさせていただきました。そのときは20名の団員を募集するのも大変だったのですが、今は立派に成長して、活動がいろいろな意味で進歩しており、私は感激いたしました。このような社会に携わる活動に参加することはとても大切だと思います。

○柿本 教育長 ほかはいかがでしょうか。青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭 委員 少年といった場合、これは男性を意味しませんか。ここには女性の方もいるわけです。少年という表現で30周年をなさっていますが、この少年という言葉が持つその範囲というものをお考えになっていただけましたでしょうか。教育長、どうでしょうか。

○柿本 教育長 実は私も今回この記念式典に参加させていただいて、担当者の方に青蔭委員と同じく、少年少女消防団ではないかと指摘をさせていただきました。少年という言葉の捉え方は、女性も含めた範囲と考えることもありますが、通常は少年少女と並べられるものだと思います。そういった意味で、今後また別の場面でもご指摘させていただきたいなと思っております。

○青蔭 委員 世の中が、そういうことに関して非常にアンテナを多く張ることになったわけです。ですから、こういう催しをするときに、もう少し深慮遠謀をなさっていただきたい。行政府としてこういうことを開くときに、もう少しお考えをいただきたいなと思っております。

○森園 委員 私の記憶によりますと、少年少女消防団だったと思います。

○柿本 教育長 名称は少年消防団になっています。

○青蔭 委員 すみません、ここは今日、係は来ていませんか。これは調べていただ

- 委員 きたいです。
- 柿本 消防関係ですので、そこはまたこちらのほうで。
教育長
- 青蔭 調べてご返答ください。次に行っていていいですか。
委員
- 柿本 どうぞ。
教育長
- 青蔭 給食についてですが、小学校、中学校ではないですが、ウズラの卵の
委員 誤飲で亡くなっている方が。それから先日は、離乳食でリンゴをすった
ものが喉につかえた。こういうことに関して、給食で何かご心配になっ
て父兄から電話が入ったとか、保健給食課で何か調理室に注意喚起した
ということはいかがでしょうか。
- 柿本 井関保健給食課長。
教育長
- 井関 今出ました、喉、気管に詰まらせてお亡くなりになったという事故を
保健給食 受けまして、保健給食課から調理場及び自校方式の学校含む全ての学校
課長 に注意喚起をしております。
- また、栄養士の中でもその部分の情報共有ということで、この間の
原因になった食材以外にも、小さなトマトなど大和でも使っております
ので、そういうときにしっかりと配慮した調理をするようにということ
で、改めて注意喚起をしているところでございます。
- 青蔭 全部の家庭を知る立場ではございませんが、聞くと、例えば、各家庭
委員 で1つの個体を買ってきてというよりも、固有名詞は避けますが、ある
程度拡販されている細かくなったものを買ってきている。つまり、家庭
でお母様が包丁で物を切るというよりも、むしろ今はお母様たちがお忙
しいので、袋詰めになっていて調理しやすいものを買ってくるという時
代なんですね。
- だとすると、その家庭の中でもお子さんたちがそういうものを、咀嚼
して食道へというよりも、もう既に食べるときには、ある程度の大きさ
になっているものを食べているという、そういう時代の背景があります
ので、そこは十分注意したほうがいいかなと思いました。
- 柿本 ただいまの報告に関しまして、ほかに何か。よろしいでしょうか。
教育長 ほかにないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了させて
いただきます。

◎議 事

○柿 本 それでは、議事に入ります。
教育長 日程第1、議案第8号「第3期大和市文化芸術振興基本計画に係る意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

大紺文化振興課長。

○大 紺 よろしく願いいたします。

文化振興 大和市文化芸術振興基本計画の第3期の計画になります。こちらにつきましましては、当初、令和5年度で計画期間の終了を迎える予定でしたが、今年度に入り、市長より新たなまちづくりの方針が示され、令和7年度を初年度とする新たな総合計画を策定することになりましたので、現在の大和市総合計画を1年間延伸するということが決定をされました。

私どもで所管する大和市文化芸術振興基本計画は、この大和市総合計画の個別計画ということで位置づけられているものですので、その総合計画と同様に1年間延伸をするということを決定いたしました。この計画の延伸に伴い、一部計画内容の変更の必要性が生じたことから、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、教育委員会の皆様からのご意見を伺いたいというものでございます。

今回計画変更した箇所は、まず、計画の目標年次、令和5年度から令和6年度としたこと、そして成果を計るモニタリング項目の最終目標値でございます。

現計画は、モニタリング項目について、令和5年度の目標値を設定しておりますが、計画の1年延伸に伴い、新たに令和6年度の目標値を設定する必要がございます。

計画延伸に伴う最終目標値の設定の考え方といたしましては、大和市総合計画の延伸の考え方を踏まえ、目標値の設定理由がございしますが、その中で、計画期間の最終年度での達成を目指す数値を示している指標については、計画期間が動いたとしても、最終年度までに当該数値を達成するものと解釈をして、令和5年度の目標値を令和6年度の目標値としています。

一方、目標値の設定理由において、増加率、減少率、年度ごとの数値の増加幅、もしくは減少幅を示している指標、例えば年度で何%増やすなどというような増加率を示して目標値を設定しているものに関しては、その増加幅をもって令和6年度の目標値を算出しております。

具体的にご説明させていただきたいので、お配りしましたA3の参考

資料、このモニタリング項目の目標値変更案をご覧いただければと思います。

この参考資料は、議案の資料としている現計画別冊の2ページのモニタリング項目の内容を詳細に解説しているものでございます。この表の真ん中辺りに、目標値の変更という欄がございます。この欄に丸印がついているものが、今回変更の対象となった項目でございます。この丸印のついた項目の一番右側、目標値の設定理由という欄がございますが、この欄をご覧いただくと、毎年何%ずつ増やすといった記述があるかと思えます。

具体的に申し上げますと、例えばナンバー2の、自ら文化芸術活動を行っている市民の割合という指標の設定理由については、各事業において、文化芸術を体験する機会を増やし、毎年2%ずつ増やすということが書かれています。これを令和5年度から6年度へ期間延伸したことで、当初、令和5年度の目標値が40%だったものを令和6年度は42%という形に変更しているということでございます。以下の項目も同様の考え方に基づいて、改めて計算をし直しております。それを令和6年度の最終目標値として設定し、変更を行っているというものでございます。

○柿本 教育長 この基本計画を1年延伸ということから、目標値の変更もございませうという説明でございましたが、何か委員の皆様から質疑等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

市の計画が策定する1年間ということでの延伸でございます。

特にないようでしたら、これより議案第8号について採決いたします。

文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき意見聴取されました本議案について、特段の意見はありませんということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第8号は意見なしということで可決し、上げていきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第9号「第2期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

富士スポーツ課長。

○福士 第2期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取についてでございます

スポーツ課長 　　が、先ほどご審議いただきました日程第1の第3期大和市文化芸術振興基本計画と同様に、本市の総合計画の個別計画としております第2期スポーツ推進計画につきまして、総合計画の1年延伸に伴いまして目標値の設定を変えたことから、スポーツ基本法第10条第2項に基づきまして、教育委員会のご意見を伺うものでございます。

具体的には、お手元にある資料の②と書かれているA4横のものを見ていただきたいと思います。

大和市スポーツ推進計画につきましては、スポーツ推進の4つの視点ということで、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツ、「つながる」スポーツという4つの視点に対しまして、「する」スポーツが5つの指標、「みる」スポーツが2つの指標、「ささえる」スポーツが1つの指標、「つながる」スポーツが3つの指標、計11の指標を掲げてございます。この11の指標につきまして、1年の延伸に伴いまして数値を変えていくものでございます。

目標値を変える理由としましては、先ほどの文化芸術振興基本計画と同じでございます。増加率、減少率を加味するものはその旨増やしまして改めて、達成年に数値が定められているものはそのまま据え置いているものでございます。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 　　大和市スポーツ推進計画の1年延伸についてということでの内容でございますが、委員の皆様からいかがでしょうか。

青蔭委員、どうぞ。

○青蔭 資料2の2024の最終目標値は微増に上がっている。当然目標でございますから上がるのが前提であって、その目標値を出すと思うのですが、11番目だけが9,360人と、2023年の最終目標値と目標値が変わっていないんですね。これは目標というのはある程度目指すわけですから、現状維持というのが何ゆえにこういうことになったのかご説明いただけますか。

○柿本 スポーツ課長。

教育長

○福士 こちらの数値につきましては、総合政策課とも調整をさせていただきまして、この数値自体が元々達成年度にこの数値、9,360を目指すというものでございまして、その根拠から、ここの1年の部分に関しては数値を伸ばさずに、この数字を達成していくという考え方から据え置いているものでございます。

○柿本 青蔭委員、いかがですか。

教育長

○青 蔭 委員 意味が分からない。どんな社会でも、その数値目標的なものを最終目標に出しますが、これが変わらないというのは、9, 360人という数値、ここに少し問題があったのか、それとも次年度もこの人数でいくということは、そんなに増える可能性がないということを見越しているのか。どういうことですか。

○柿 本 教育長 どうぞ、スポーツ課長。

○福 士 スポーツ課長 個別の11の指標ごとに、増加率や減少率を加味するものと、そのまま目標値をゴール、例えば2023年度の目標値を定めて、そこまでのものにするものと2つのパターンがございます。11につきましては、その後段にお話しさせていただきました、最終目標値と定めておりまして、市の考え方として、この11番目の女子サッカーの推進に関してはそういう数字の取扱いをしているものですから、この延伸に伴っても据え置いて考えているものでございまして、当然第3期のスポーツ推進計画に向けましては、ここは増加していく方向では当然考えていきたいと思っております。

○青 蔭 委員 はい、分かりました。

○柿 本 教育長 よろしいでしょうか。
ほか、委員の皆様いかがでしょうか。
森園委員、お願いします。

○森 園 委員 ④番でございますが、2023年は1, 200、そして2024年は1, 230、30人増ということですが、2021から2023のところは2年間で、これは1年間の部分で30人と捉えればよろしいですか。

○柿 本 教育長 スポーツ課長。

○福 士 スポーツ課長 こちらの数値につきましては、年間2%ずつの増加を見込んで、それを掛けているものでございます。

○森 園 委員 はい、分かりました。

○柿 本 教育長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがですか。大丈夫でしょうか。

(発言する者なし)

ほかはないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第9号について採決いたします。

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき意見聴取された本議案について、特段の意見はありませんということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第9号は意見なしとして可決させていただきます。意見なしということで報告をしたいと思います。

続いて、日程第3、議案第10号「大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

斉藤教育総務課長。

○斉藤教育総務課長 標準処理期間の規程についてでございますけれども、こちらは市民の方が市役所に何かしらの申請や届出をする際の標準的な処理の期間を定めることによりまして、行政手続の透明性を図ることを目的とした規程でございます。

こちらにつきましては、国の行政手続法や本市におきます行政手続条例に基づくという規程でございます。

この規程の今回の改正につきましては、図書・学び交流課及びスポーツ課におきます学校施設使用料の還付の申込みに対する標準的な処理期間を市の規程に合わせるための改正でございます。

2枚おめくりをいただけますでしょうか。A4の横型のほうの新旧対照表でございます。

具体的な改正の内容でございますが、まず右側、表の上のほうに現行と書いてありますが、その現行のほうの表の右端に標準処理期間が「7日」とあるものを、左側に移っていただきまして改正案でございますが、こちらを「14日」に改正をするものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

○柿本教育長 細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭委員 条例に基づいて7日から14日、7日間延びたわけですが、昨今、このような書類が多く上がってくる中で、人は増えていません。その処理に7日間という、その間、休みの日も入るわけで、人も病気になったりするわけですね。ですから、7日延びたから安全だという担保はなかなか

かできないので、その辺りは、きちっと7日というこのスパンを有意義にできるように人員のことを考えるとかしていただきたいなと思います。

○柿 本 日数以外の人的な要素などの確保をよろしくということでのご意見を
教育長 いただきましたので、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

ほかはないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第10号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第10号は可決いたしました。

続いて、日程第4、議案第11号「大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

壺井指導室長。

○壺 井 今回の改正につきましては、部活動の地域移行について推進すること
指導室長 に伴って改正をするものでございまして、枠囲みの表にありますように、「生徒の部活動による学びを保障するとともに、教員の負担軽減を図るため、大和市立中学校における部活動の段階的な移行を行うことを目的とする。」というところを加えるものでございます。

一枚おめくりください。

横長、新旧対照表でございます。現行の要綱では、右の枠にございませとおり、これまでは「大和市立中学校部活動補助金交付事業」としてございましたが、改正案、左側におきましては、新たに地域移行の推進に伴い「大和市部活動地域移行推進協議会補助金交付事業」が追加となっております。

○柿 本 いかがでしょうか。委員の皆様からご意見等あればお願いいたします
教育長 す。どうぞ。

○青 蔭 先生の負担の軽減ということに関しては大賛成ですが、以前、外部の方を顧問として入れたときに、少しトラブルがあったように記憶しています。もちろんこれからはそういうことがなきように人選をなさることと思いますが、とにかく、もし外部から入ってくる時は、やはり自分が来た以上、ある程度の成績を収めたいと思うのは当然であります。そのとき、必要以上に子供に対して自分の熱い思いを持っていると、ちよっ

と先生方とは違ったところで、その活動が及ぶということがあり得る。

だから、入ってくる方々に対するチェックをするときは、教育委員会が時々調査をして子供たちに聞き取りをするとか、体罰はないか等、そういう事細かなことを、文章にしなくてもいいので内部で残しておいていただきたい。必ず週に1回、月に1回聞き取りをする。先生に聞くのではなく、子供たちにどういう状態であるかと聞く。

あくまでも教育として、集団で何かを行う、ともに戦っていく、この精神を養うところが大事です。

余談になりますが、花巻東の野球部の先生と去年お会いすることがありまして、入ってくる子たちの意識には差があって、それを統一していくのは難しいということをおっしゃっておいりました。

だから、採用するときに常に、あくまでも教育の延長線上に部活があるんだということを口を酸っぱくしておっしゃってください。

もし不祥事が起きたとするならば、これは本当に子供たちに申し訳ないので、そこは私たちの使命として、やっぱり強く申し上げておきたいなと思いました。以上です。

○柿本 教育長 おっしゃるとおりで、今回大和市は、この地域移行に関して、実はこの部活動は教育的な活動であるという側面を一番強調させていただきました。また、地域のクラブのほうにどんどん移管していく中で、青蔭委員がおっしゃるように勝利至上主義的な考え方が入ってくる可能性は非常に高い。

有志の先生方に地域移行推進員としてお願いするわけですが、この方たちをお願いする内容の一つは、部活動指導員の方への指導です。ここはやはり教育的側面を外側から入ってくる指導者にも継承したいという思いで、今回枠組みをつくりました。

ですから、青蔭委員がおっしゃるとおり、これについては、その先生方ではなくて子供たちにどうなのかというところの点検を小まめにやりながら、大和市は上手に地域移行をしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

○青蔭 委員 あと、入ってくる先生方が俺は偉いんだなんて気持ちで、俺は子供たちを引っ張り上げてやるんだとか、そういう気持ちじゃなくて、ともに楽しんで、少しでも向上するという気持ちを植えつけるように、言葉遣いから少しご注意いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○柿本 教育長 森園委員、どうぞ。

○森 園 そこに関しては教育長、そして青蔭委員のおっしゃるとおりだと思います。
委 員

この部活動は教育の延長にあるということで、先生方が部活動の顧問になられてとても負担があり、その負担を軽減するためと、ここに書いてあります。ただし、やはり教育の延長線にあるということで、部活動は精神的な教育を育むんですね。だから、やはり先生方がそれを顧問となられてやりながら、また学びと違ったものをその先生から教えてもらおう。私は、それが総体的な部活動の在り方だと今まで思っておりました。でも、時代が変わり、いろいろな部分に関して地域に移行するとなると、移行した方が、様々な問題が出てくると思います。

地域移行に関しては、段階的ということなので、その段階的な移行はとても慎重に行っていただければありがたいと思っております。以上でございます。

○柿 本 慎重に、段階的に進んでまいりたいと思っております。よろしくお願
教育長 いたします。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

ほかにならなければ、質疑を終結させていただきます。

これより議案第11号について採決いたします。

本件の議案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第11号は可決いたしました。

続いて、日程第5、議案第12号「大和市治ゆ証明書交付規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

井関保健給食課長。

○井 関 大和市治ゆ証明書交付規則の一部を改正する規則についてございま
保健給食 ず。

課 長 1枚おめくりいただきまして、改正の内容でございますが、「インフルエンザ」という表記がありますが、その次に「及び新型コロナウイルス感染症」を加えるという改正でございます。

これは、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴いまして、表記がここにされるという形になります。

もう一枚おめくりいただきまして、この第3条の原文が書かれています。左側改正案としまして、「及び新型コロナウイルス感染症」という表記が加わるものでございます。以上でございます。

- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 青蔭 当然のことですので、異議なしということで。
委員
- 柿本 よろしいですか。ないようでしたら、質疑を終結いたします。
教育長 これより議案第12号について採決いたします。本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第12号は可決いたしました。

次に、日程第6、報告第1号「県費負担教職員の懲戒処分について」及び日程第7、報告第2号「大和市教育委員会職員の人事異動について」は、議事運営上の都合により日程を変更し、その他の後に審議することとします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

◎その他

- 柿本 それでは再開いたします。その他に入ります。
教育長 まず、令和5年度指導室学校訪問の実施報告についてお願いしたいと思っております。壺井指導室長。
- 壺井 それでは、令和5年度指導室学校訪問の実施報告についてご説明をいたします。資料をご覧いただきたいと思っております。
指導室長
- 指導室の主要事業でございます学校訪問につきましては、資料項番の1から3にお示ししております計画訪問、要請訪問、訪問研修の3つの柱がございます。
- まず項番1、計画訪問についてでございますが、こちらは指導室の重点施策の説明や学校との情報交換、協議を行うものでございます。
- アフターコロナの状況におきまして、多くの学校が行事や学校生活を新たな視点で捉え直しており、学校のニューノーマルとして、その在り方を探るとともに、働き方改革については児童・生徒と向き合う時間を生み出し、本来教員が担うべき業務に集中する視点が必要であるということについて、協議、助言をいたしました。
- 続きまして、項番の2、要請訪問につきましては、学校の授業実践等について、指導、助言を行うものでございます。

年間1回の要請を促しておりますが、今年度は61回の派遣要請を受けました。特に学習評価に関する要請が多く、国の資料等に基づきながら研修を行いました。

項番の3、訪問研修につきましては、別紙、添付しておりますスライドを用い、いじめをテーマに法に基づいた対応の理解を深めるとともに、具体的な事例を基に研修を行いました。

教職員からの感想につきましては、組織的対応でいじめ見逃しゼロを目指すほか、チーム対応の大切さ、早期発見から対応、アフターフォローまで、細やかな対応の必要性について再確認したというものがございました。

成果と課題でございますが、学校の主体的な研修をベースとした要請訪問の依頼があり、今後もそのニーズに応えるとともに、国や県の動向を捉えながら、訪問とオンラインの併用等、実施形態も柔軟に進めてまいりたいと考えております。

令和6年度につきましても、全校を対象とした学校訪問を計画しております。指導室といたしましても、各校の学校運営や指導、対応の向上を図ってまいりたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。

○柿本 教育長 この報告に関しまして、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。前田委員、お願いいたします。

○前田 委員 計画訪問のところで、言葉を教えてください。「学校のニューノーマル」の在り方を探る」という、ニューノーマル、例えばどういうことを言っているのか、具体的に分かれば教えてください。

それから研修についてなのですが、国や県の研修と内容の重複を避けていく、とてもこれはいいことだと思います。特に平日に研修が多いので、これはぜひお願いしたいです。ただ、必要な研修はぜひ続けてほしいなと思います。教職員にとって必要な研修が幾つかありますので、それはなくさないような形で重複を避けていただきたいと思います。

○柿本 教育長 ご意見をありがとうございます。

では、学校のニューノーマル、具体的にどのようなことをイメージしているか。

指導室長。

○壺井 指導室長 コロナ前まで当たり前のように行っていたものがございました。例えば給食の食べ方というところもそうですし、あるいは授業においても、対面で行っていたものがコロナの中で行われなくなったというところがございました。

それを、コロナを経て、新たに捉え直して、給食の食べ方の在り方で
すとか、それから授業の中で、子供たちとどういうふうに対話を生み出
していくのか。これまではグループをつくって子供たちと、あるいは先
生たちと対話しながらというような場面もございましたが、新しく入っ
てきた機器等をどのように活用していくのか、あるいは対面ということ
の在り方等を改めて捉え直して、学校の現場でどう実践していくのかと
いうことを、このコロナを経て、改めて見直していく、考え直していく
というところをもって、今後進めていきたいというところなどがござい
ます。

それから、ご意見でございました国・県につきましても、先生方の働
き方改革という方向性の中で、研修等を精選、整理していく必要がある
というようなことが、今、言われております。我々ももちろんそういつ
た考えに基づいて、もう一度見直していくというところはございます
が、ご意見ございましたように、やはりこれは大事だということ、例え
ば若手の先生方に対する指導の在り方、体験を通して先生方にも学んで
いただくとか、これは必要であるということについては、我々も落とさ
ず、ポイントを絞りながら今後研修等々を進めていきたいと考えてお
ります。

○柿本 前田委員、いかがですか。よろしいでしょうか。

教育長

○前田 はい。

委員

○柿本 ほか、ございますか。森園委員、どうぞ。

教育長

○森園 1番の、本来教員が担うべき業務に集中していく視点が大切であるこ
とを助言してくださったということですが、それに対して、いろ
んな反応はあるのでしょうか。反応の把握をしていらっしゃるの
でしょうか。それをお聞きしたいです。

○柿本 、児童・生徒に向き合う時間を生み出し、本来教員が担うべき業務に集
教育長 中していくという働き方改革のところについての現場の反応についてご
質問がございましたので、指導室長、お願いいたします。どうぞ。

○壺井 学校現場からは、日々多忙で、やらなくてはいけない様々な業務があ
指導室長 り、それをどのように学校で整理していくのか、もう一回検討が必要で
あるという声は日々届いております。

その一方で、やはり子供たちと向き合う時間は落としてはいけない、
おろそかにしてはいけない部分ということで、我々のこういう計画訪問

などを通して、学校とお話をした際には、やはりそこは学校の中でも大切にしていかななくてはいけないというご意見をいただいているところではございますので、学校と確認しながら、今後もこの働き方改革という視点については進めていきたいと考えております。

○柿本
教育長

青蔭委員、どうぞ。

○青蔭
委員

一般企業は、今大分変わってきたのですが、スタートのときに研修があるわけです。その会社がいかなるものか、うちの会社はこうだと、それから社会勉強等々あるわけです。先生方というのは、卒業式を待って、用意どんで始まると同時に、もう先生と呼ばれてしまいます。今から社会人として給料をもらう立場になるということ、春休みに3日ぐらい勉強していただかないと、ちょっと大変かなと。ご本人たちにも、せっかく志しを持って教員になったのに、途中で挫折するというほうが、休みを3日返上するよりももっと厳しいことだと思います。1泊2日でもいいので、まず市へ呼んで、電話の受け答えから出発して、目上の方に対する訪問があったらどうすべきかというような基本的なことを教える機会を設けていただければと思います。そうすれば、教員が途中でお辞めになるということもなくなるかなと思いますので、一つの方法としてお考えいただければ。

○柿本
教育長

3日間集まってくただくことはちょっと難しいと思いますが、初任者は研修で1人ずつ指導員がつきますので、学校現場の中で指導をしていくという状況に、今、研修の仕方も変わってきています。その中の一つの課題として、子供への接し方、これも本当に基本中の基本ですし、保護者への対応、または社会人としてのいろいろ礼儀などもそうした中に少し盛り込めるように、考えていきたいと思っております。ご意見いただきましたので。

○青蔭
委員

分かりました、はい。

○前田
委員

初任者研修は5月21日にあるんですね。そこでいろいろなことを話されると思うのですが、その前に必要な内容かと。現場、各学校の中でやったほうがいいかなと思います。

ただ、集めるとなると、現場から言うと、採用があって、入学式があって始業式があると、本当に短い期間なのです。もう3、4日しかない。その中で、自分のクラスの準備や学年の先生と相談しければいけないとか、やるのが一番忙しいときで、そこで1日でも半日でも取られてしまうと、その初任の先生も大変だと思いますので、ぜひ学校の中で

時間をつくっていただきたいと思います。

- 青 蔭 委員 学生には春休みがあるので、そこではできないでしょうか。
- 柿 本 教育長 何か事故があったときの補償の問題もあり、春休み中はまだ採用前なので。4月以降でしたらいいのですが、4月に辞令交付があつて、その後はもうすぐ学校に行ってしまう。
- 青 蔭 委員 辞令書をもらった瞬間から、もう先生になるんです。まだ学生気分が抜け切っていないような子たちもいるので、どこかでけじめをきちっとつけるということをこれからやっていかれたほうがいいのかと感じます。
- 森 園 委員 その研修の内容はどういうものかは分かりませんが、その中に、ぜひ今言ったようなことを入れていただくと、さらによい研修になるのではないかなと思っております。よろしく願いいたします。
- 柿 本 教育長 この後、研修計画についての説明もございますので、学校訪問についてはよろしいですか。
- では続いて、令和6年度県費負担教職員の研修計画について、まず、指導室長からお願いします。
- 壺 井 指導室長 まず、1ページ目をご覧ください。
- 点線枠の中にございますように、研修会・担当者会等、教育研究、学校訪問と大きな枠組みがございますが、次年度もこの柱で研究、研修を進めてまいりたいと考えております。
- 教員の研修につきましては、ただいまお話もございましたが、学校、教職員の資質、力量を高められるよう努めてまいりたいと考えております。
- 2ページ目をご覧ください。学校に委託する教育研究でございます。
- 幾つかございますが、その中で項番の3、ふれあい教育実践研究推進校についてでございますが、令和6年度は渋谷小学校、中央林間小学校がそれぞれ研究の2年次となり、その成果の発表を行う年となっております。
- テーマにございますが、いずれも子供たちの主体性を引き出して、子供たち同士、あるいは教職員との対話を通じて学びを深めていこうとするものとなっております。授業の質的向上を実現する有意義な研究になるよう、引き続き学校を支援してまいりたいと考えております。
- 続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、研究・研修に関する予算等の一覧となっております。
- 項番の1、2-1、2-2にございます健康増進特別事業補助金とし

て、次年度もキャンプの補助、車いすバスケットや福祉体験、こちらの補助をはじめ、項番の3以降にございますが、文化的行事、部活動、あるいは教職員の活動への支援を行ってまいります。

続きまして、7ページでございます。

先ほどご報告もさせていただきましたが、こちらでは指導室が学校に訪問する事業について記載しております。

計画訪問、要請訪問、訪問研修、3つの柱を中心としまして、次年度も学校訪問を進めてまいりたいと考えております。それぞれ訪問の目的がございます。その目的に沿って、適切に関わってまいりたいと考えております。

続きまして、9ページ以降につきましては、大和市教育委員会主催の研修会の内容を記載させていただいております。

9ページには初任者研修がございます。こちら、市としては4回の展開で行ってまいりたいと考えております。今年度、コロナウイルス感染症が5類になったことに伴いまして、教職員の集合研修も可能となりました。初任者研修につきましては、泉の森での実習も久しぶりに行うことができました。各学校、教職員の資質向上のために、令和6年度も研修を進めてまいりたいと考えております。

指導室からの説明は以上でございます。

○柿本 説明を続けさせてもらいます。

教育長 小林研究所長。

○小林 続きまして、令和6年度の教職員の研修計画についてご報告いたします。
教育研究

所 長 教育委員会では、今日の社会的状況を踏まえ、学び続ける教職員の実現を目指し、教職員の資質・能力の向上や、学校の教育力を高める各種研修講座を計画してございます。

教職員本人が主体的に参加する研修講座、経験年数により必修としている研修講座、校務分掌により参加する担当者会や連絡会、研究発表会等がございます。資料の9ページから33ページに、それらの研修講座を記載してございます。

それでは、9ページをご覧ください。

上のほうに書いてありますように、例えばマル指という表記があるものが指導室、マル研と表記があるものが教育研究所の研修というようなことで記載されております。

それでは、具体的に教育研究所が関わる2つの講座をご紹介します。いただきたいと思っております。

13ページをご覧ください。

(2) - 2、課題解決力向上と記載がありますところの一番上にございます右肩201表記の健康安全教育の講座をご覧ください。「今後の巨大災害に備えるために～“共に生きるための力”を磨く防災～」と題した研修を一般社団法人防災教育普及協会会長であり、東京大学名誉教授、平田直先生をお招きして開催いたします。

本年の1月1日、石川県の能登半島で最大震度7の地震が発生し、大きな被害をもたらされました。日本は地震大国とも呼ばれ、発生が懸念されている首都直下型地震、南海トラフ地震は、13年前の東日本大震災を超える被害が想定されているそうです。

今、改めて自然災害について考えるとともに、巨大災害への備えについて考えるということは非常に重要です。学校で行われる災害発生時の避難訓練をはじめ、小・中学校社会科での防災に関する学習と、これまでの防災教育の取組を振り返るとともに、これからの防災教育の在り方について考える講座を計画いたしました。

続きまして、30ページをご覧ください。

一番下にあります、右肩603表記の青少年健全育成講演会兼教育講演会をご覧ください。

「ひきこもり・不登校とどう向き合うか～“開かれた対話”がもたらす回復～」と題した講演会を筑波大学医学医療系社会精神保健学教授、斎藤環先生をお招きして開催いたします。

文部科学省が令和5年10月に発表した調査結果によりますと、小・中学校における不登校児童数は約30万人近くに上り、過去最多となったそうです。苦しむ子供たちにどのように関わればいいのか、心を理解し、寄り添うとはどのようなことなのかなど、講師の先生から学ぶ講座を計画いたしました。こちらの講座は、教職員だけでなく保護者や市民の方からも参加を募り、ともに考えていく機会としていきたいと思っております。

学校の先生方が技術の発達や新たなニーズなど、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止める探究心を持ちつつ、主体的に新しい知識や技能を学び続け、そして学んだことを子供一人一人の成長につなげていけるよう、今後もよりよい研修の開催に向け努めてまいります。

以上で研修講座について説明を終わります。

○柿本 研究、研修についての今年度分のご説明は終わりましたが、何かござ
教育長 いますか。

先ほどの話は、9ページの初任者研修会のところでお伝えできるかな

とっております。青蔭委員からのご提案についてです。ここの辺りも盛り込んでいきたいと思っております。

森園委員、どうぞ。

○森 園 委員 細部にわたって、とても大切なことが盛り込んであって素晴らしいと思っております。災害においても、それからいじめや不登校についても、生きる力が大切ということが基本にあります。生きる力に関しまして、常々申し上げていますが、保護者に知っていただく、それから指導する教職員の方に知っていただく、これは大切ですが、もう少し教職員に知っていただきたいのは、やはりともに生きるということは、そこに地域社会があるんですね。その地域社会をどういう形でここに盛り込まれているかという項はございますか。

○小 林 教育研究所 校長 学校は、やはり地域の中にあるというような中で、学校の考えなど、地域の方にも理解していただき、保護者だけではなくて地域に住む方全体に子供を支えていただきたいというところは、今後も、委員会としても学校としてもアピールしていかなければいけないと考えております。そのようなことを次期計画等にも入れていけたらと考えておりますので、ぜひご協力よろしくお願いたします。

○森 園 委員 よろしくお願いたします。

○柿 本 教育長 また研修の中だけではなくて、学校の在り方として、地域の方と一緒に作る学校ということで大和の中でも進んでおりますので、研修とはまた違った側面でも、その点については大事にしていきたいと思っております。

○小 林 教育研究所 校長 そういった形で、講座の幾つかは地域の方にも呼びかけて、ぜひご参加してくださいということでお願しております。例えば、今ご紹介した教育講演会、こちら不登校の問題を取り上げるのですが、やはり地域の方にも支えていただかなければいけない部分がたくさんあると思っておりますので、よろしければぜひご参加いただけたらと思っております。

○森 園 委員 よろしくお願いたします。

それと、こちらの指導室の9ページまでに書いてあった部分に関しても、学校は本当にいろいろな研修をやってくださって、特に初任の先生方へのアプローチも、先ほど意見もありまして、それを取り入れていただきたいということもあります。やはり、地域との関わりの中で子供、特に小学生は育まれていくという部分をぜひ加えていただければよろしいかと思っております。よろしくお願いたします。

○柿 本 ほか、よろしいでしょうか。前田委員、どうぞ。

教育長

○前田委員 ふれあい教育実践研究推進校のところ、小学校2つと中学校1つで、光丘中学校は研究内容・テーマ等が未定ということで何か事情があったのか分かりますか。

○柿本教育長 どうぞ、指導室長。

○壺井指導室長 光丘中学校の研究は2年目になりますが、1年間、まずは模索して、どのようなテーマで進めようかというような状況であると聞いております。今年度冒頭で、研究が2年目に入るわけですが、研究テーマはそれを踏まえて設定してスタートしていくという状況にあると思います。この実践研究校の情報をいただいたのが、年度の少し前の時期でしたので、まだその時点では未定でしたが、もうそろそろ固まって、次年度につながっていると考えております。

○柿本教育長 ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、予定されている報告は以上でございます。

ほかにも事務局から何かございますか。

(「ありません」の声あり)

特にないようでしたら、4月の会議の日程をお知らせします。

4月定例会は、4月24日水曜日、午前10時からを予定しております。

それでは、先ほど日程変更いたしました日程第6、報告第1号及び日程第7、報告第2号は、非公開とすべき人事案件として審議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、日程第6、報告第1号及び日程第7、報告第2号は非公開といたします。

関係者以外の退室をお願いいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

◎報 告

○柿本教育長 では、再開いたします。

(非公開の審議)

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
教育長 これにて、教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 46 分